

○公立大学法人山口県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程  
(平成 28 年 10 月 12 日規程第 28-1 号)

改正 平成 29 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)に即して、公立大学法人山口県立大学(以下「本学」という。)の教職員(事務補助員、非常勤嘱託員等を含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 学部等 学部、研究科、別科助産専攻、法人経営部、総務部、教育研究支援部及び学生部をいう。
- (4) 学部等の長 前号に定める学部等の長をいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第 3 条 この規程において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付きない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的又は抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者又は第三者の権利利益、本学の教育、研究、その他本学が行う活動の目的、内容、機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的かつ、客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、

正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- 3 この規程において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ、適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的又は抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的かつ、客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
  - (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度 求められた合理的配慮を講ずることによって、活動の目的、内容及び機能を損なわれないか。
  - (2) 実現可能性の程度 求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等はないか。
  - (3) 費用又は負担の程度 求められた合理的配慮を講ずることによって、本学の財政上、多大な負担とならないか。

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進(以下「障害者差別解消の推進」という。)に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 理事長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等(施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等)に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- (2) 総括監督責任者 学長をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 監督責任者 学部等の長をもって充て、当該学部等における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該学部等における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(監督責任者の責務)

第5条 監督責任者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申し出等(以下「相談等」という。)があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ、適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

別紙留意事項

[別紙参照]

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 前項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と考えられる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

(相談体制等の整備)

第8条 本学における障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生に関する相談 所属する学部等又は健康サポートセンター学生相談室
  - (2) (1)以外の者に関する相談 関係する学部等
- 2 本学における障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、山口県立大学障害者差別事案解決委員会を置く。

- 3 本学の学生に対する障害を理由とする差別の解消を推進するため、山口県立大学障害学生支援委員会を置く。
- 4 山口県立大学障害者差別事案解決委員会及び山口県立大学障害学生支援委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
(教職員への研修・啓発)

第9条 総括監督責任者は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

(懲戒処分等)

第10条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第48条第8号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

#### 附 則

この規程は平成28年10月12日から施行する。

#### 附 則(平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 公立大学法人山口県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

### 第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

規程第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（以下、例示）

- ・障害があることを理由に受験を拒否すること。
- ・障害があることを理由に入学を拒否すること。
- ・障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- ・障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- ・障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- ・障害があることを理由に式典、行事、公開講座、説明会及びシンポジウムへの出席を拒否すること。
- ・障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- ・障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- ・手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- ・試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- ・障害があることを理由に窓口対応を拒否すること。
- ・障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- ・障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒むこと。
- ・事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来学の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒んだりすること。

## 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

### (第7条関係)

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

### (物理的環境への配慮)

#### (以下、例示)

- ・車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- ・図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- ・移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- ・配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ・障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- ・移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- ・易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。

### (意思疎通の配慮)

#### (以下、例示)

- ・学生に対して、授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ・ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- ・シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- ・聞き取りに困難のある学生が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。

- ・学生に対して、授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ・事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- ・障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- ・間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- ・口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- ・学生に対して、授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- ・入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- ・入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- ・成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- ・外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- ・大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- ・移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- ・学生に対して、教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- ・学生に対して、教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- ・外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- ・障害のある学生が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ・学生に対して、ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- ・授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- ・不随意運動等により特定の作業が難しい学生等に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- ・感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。

- ・体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- ・教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- ・履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- ・学生に対して、入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- ・治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できることを工夫すること。
- ・授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- ・視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。